

外様小藩における中期改革

— 豊後岡藩の延享改革 —

後 藤 重 巳

—

いわゆる「藩政改革」には、初期・中期・後期の時代推移とともに、それぞれ著しい特質をもっている。

その目的には、藩の権力機構の再編成や、財政対策を中核とするものなど、様々な眼目があり、その性格は様ではない。十七世紀後半期にはじまるこの改革は、幕政における享保・寛政・天保の諸改革と連動しながら展開して行く。

諸藩におけるこれら諸改革のうち、幕末期における改革は事例的にも多く、その内容も極めて鮮明であり、その実態については、これまでに多くの研究成果を見て来た。

しかし、初期・中期の改革、とりわけ地方小藩のその事例に関しては、史料制約もあつてか、研究は「名君の事績」的な域を出ないものも少なくないものと思われる。

本小稿でとり上げた豊後岡藩における延享期における改革も、これまでほとんど不問に付されて来た一例であらう。

岡藩における延享改革は、文禄期以降、数代に亘り世襲化された藩主交替ののちに、譜代家から、急養子として迎えられた藩主・中川久貞の就任と同時に開始された。

改革の眼目は勿論、藩財政の立て直しに重点があつたが、その底流には、脱外様の志向も左右している可能性もある。比較的限定された史料を中心に、この延享改革についてスポットを当ててみたいと思う。

二

中央幕政にあつては、八代將軍吉宗の享保改革が進められていた頃、豊後岡藩は中川久忠の執政期であつた。彼の晩年の享保十六年（一七三二）四月、岡藩江戸上屋敷は火災にあい、中屋敷を経て目黒屋敷に移つたものの、翌年二月、この目黒屋敷も焼失した。加えてこの年、春以来の天候不順によつて、西日本全域は、未曾有の大飢饉となつた。岡藩にあつても例外でなく、領内農村は、

稲腐、穂は出候ても実乗り不_レ申、皆無也。所_ニ寄、少々宛稲実のり有り。緒方筋西組別て悪敷、朽網・井田筋ハ三步一、或ハ五歩の所も有り。御領内総内檢有り。御物成壱万石も可_レ有之積_ニ候得共、所_ニ寄、種子も無_レ之故、種子_ニ渡る現米ハ、四千石余、御蔵納也。

という状況下にあつた。その結果、領内社会は

当御領分にも肥後国より粟大分参り候故、是^ニて取続^ク。され共飢人多し。緒方筋別て難儀也。九月頃より、山^ニ木之実を拾ひ、葛之根を掘、しゆるの根、或ハ柏の実を拾ひ給る。前亥の年迄ハ、石^ニ廿五六匁位致したる米子の、九月より日上りになり、石^ニて百匁、白米八百十匁、粟七拾五匁、小麦七十匁、麦同断、豆腐のかす十八文、こぬか式十四文、粟ぬか六文^三。

といわれる混乱状態に陥つて来た。

藩では、「御家中扶持方」をはじめ、慣例の年始の儀式を中止するなど「御大略」の対策をとり、出費の削減を図る一方では、正覚寺などの町内の寺々は、古町橋向で飢人施行の救済活動を始めた^三。しかし、この程度の応急的な救済対策では、もはやいかともなし難く、次の如き慢性的な困窮状態に進んで行くのである。

享保十七年、田方ノ虫付、大凶年^ニ付、御領内^ニて三万人余飢人有之。公儀より御拝借御廻米等御渡^ニ相成、漸取続候程之儀^ニ付、其節より、一統及^ニ困窮^一、耕作方次第^ニ不^ニ手廻^三相成^一、寛保年中より余地出来、高相減候^三。

享保十七年九月、幕府は、この西日本における虫付損毛による困窮救済処置として、領国石高を規準に、穀銀の貸与を行うことになり^三、岡藩は九万九〇〇〇石以下、七万石まで七〇〇〇両という定めにより、金子七千両・救米三千石を貸与されることになり、これを翌十八年正月に受領した。この貸与条件は、金子は一年据え

置きの五年賦返済であつた。

このうち、米三〇〇〇石（正確には三二九四石）は、江戸廻来のうちから、竹田町町人による「地頭買請」であつたらしく、一五九九石余は当座の飢扶持米として、残る米は、二月下旬から麦作までの夫食米として備蓄された。⁷

一方、藩自体では、享保十八年四月、郡奉行を通じて、元禄十五年以降、正徳二年までの「不納受置米」、享保十四年からの「年賦上納穀代」七貫余ほか、様々な未納金穀、救済貸付金穀の免除処置をとるなどして、領民救済に全力を尽した。⁸

また同年、藩では「雑石改」の方針を領内に通達するとともに、「庄屋肝煎給」を半減するなど可能な限りの対策を講じた。

この期の経済不安は、勿論ひとり同藩域に限られたものではなく、近隣諸藩とて同様であつた。

享保十九年十二月、肥後領高森手永上敷（色）見村の百姓一六〇人が、領内恵良原組に逃散、元文三年一月には、臼杵領市場並石村の百姓十四軒、男女四十五人が岡領内原田組田原園村に「走来」り、これらはともに「内済」⁹によって帰郷させられた。

享保二十年（元文元年）の領内総内検は、こうした事態を踏まえて計画されたものであつたが、俗に「元文検地」と呼ばれるこの検地には、異存も説えられた。¹⁰

藩では、この経済・社会的問題に対処するため、元文三年十月、中川玄蕃・古田帯刀の両名を「御勝手向頭取」に任命し経済対策に専従させようとした。¹¹

元文六年三月、改元されて寛保元年となったが、翌二年十月久忠が死去、それより前に安芸松平家から養子に入っていた久慶が家督を継いだものの、彼は翌寛保三年十月に急死、急養子として松平伊豆守の弟・祝之丞が迎えられて就任したのが、すなわち中川久貞であった。¹²⁾

この様な、政治・経済・社会情勢の中に新藩主として登場した久貞は、財政再建策を不可避的に背負わされていた訳であり、彼の家系的な異質さは、結果的にみれば、岡藩の延享改革展開のために、有利な条件を内臓したものといえよう。

三

岡藩における延享度の改革を直接的に指導したのは中沢三郎左衛門助員であった。

この中沢助員は、久貞の就任にともなって新しく起用された人物であったが、彼に關しては不明な点が少ない。¹³⁾

「岡藩小史」¹⁴⁾ (三)の延享元年三月二十七日の條には、

中沢里見三郎左衛門源義虎、在江戶一、来仕賜二爵祿一爵目附任三儉約元方・地方頭取一、禄三百石、後益

二秩二百石一、通旧五百石、累進爵擢為二大小姓番頭取兼惣奉行職一宝曆三一年致仕。

清和皇胤新田大炊介義重男、竹林伊賀守義俊、居二上野碓井郡里見城一因以為レ氏。義俊裔里見三郎左衛門

宗基子、刑部左衛門宗助、仕^二越後高田^一後辭仕居^二同州中沢邑^一因以為^レ氏。宗助嫡男三郎左衛門義虎也。初仕^二芸州^一属^二邑主淺野候^{恒長^一}、去為^二処士^一居^二江戸^一、以^二幕府騎郎齊藤三右衛門某・滝川十大夫某^一、推挙為^二臣列^一。

と見え、里見氏の後裔、中沢三郎左衛門助員(義虎)が、さまざまの経緯ののち、齊藤・滝川両氏の推挙によつて、中川氏にかかえられた経緯を述べている。

当の中沢家にかかわる『中沢氏世譜』⁽¹⁵⁾によると、この中沢助員の起用については、次の如く見える。

延享元年甲子年三月二十七日、於^二江府御広間^一三郎左衛門儀、兼々勝手向不如意之処、別て当分甚差支候事故、此度勝手取直之筋^二付、齊藤三右衛門殿^江御頼被^レ申、其元被^二召抱^一候、因^レ茲、知行三百石、格式目付格・儉約元方・地方頭取役被^二申付^一、無^二遠慮^一取計可^レ被^レ申候。

延享三年(一七四六)に編纂されたと考えられる『両郡古談』⁽¹⁶⁾の延享元年三月の記事によると、「於^二江戸^一帯刀殿御年番御免、浪人中沢三郎左衛門御召抱、五百石にて番頭格被^二仰付^一」、「同年九月、中沢三郎左衛門御勝手向地方頭取被^二仰付^一」と見える。

中沢氏起用に際して、中川久貞が、老職の古田氏に宛てた書簡によると、この時期における藩経済や、それを立て直すために中沢氏を起用することに決めた経緯が明らかにされる。⁽¹⁷⁾

久貞の書簡によると、当期の藩経済は極度に行き詰まっており、前年からは、僅かの支払も出来兼ねる状況にあり、藩としての公的な勤めにも支障を来たし家中への給与も滞り勝ちであった。このため、国元や大坂に對して「手段方」を申し付けたものの、両地とも施す術はなかった。こうした経済事情の悪化は、ひいては、藩主久貞の行政手腕のない故だとして世情の悪評判が久貞自身の耳にも入るようになった。

そうした折、滝川、斉藤両氏の口入によって、中沢三郎左衛門なる人物を見出した。

藩の苦境を乗り切るためには、中沢氏に万事を委ねて、財政改革を断行させることにする。藩では、役人・家中に限らず、幕府に對する従前の規式はとも角としても、一切の古式・先例、格式の高下・新旧を論ずることなく、以降十ヶ年を限ってこれを廃止する。

右の主旨に添い、中沢氏の指導に従って改革の成果に向って行動せよというものであった。

藩政改革の大任を命ぜられた中沢三郎左衛門は、九月に早速、岡に入り、先ず領内巡見によって、経済状況の掌握に務めたいらしい。

すなわち、それは「工藤氏歴代家譜録」の⁽¹⁸⁾

一、同年九月、御仕置御役、中沢三郎左衛門様、江戸ヨリ御下向、十月上旬御領御廻見、十月五日、宮戸村へ止宿、翌六日、九重野・柏原・恵良原、葎原組馬場村へ止宿、至極御急。

という記述によってもほぼ、知られるところである。

中沢氏は、こうした領内検分によって世情の掌握を行うとともに、まず、役人の更迭を含めた機構の改革に着手した。

『岡郡古談』は、同年十月二十七日に「諸役人替り、宗旨奉行・郡奉行兼帯」と記し、郡奉行に野村八十郎・青木孫左衛門・秋岡左源太の三人を命じたことを報じている。

また、在方諸役人御従士代官制を廃止し、諸役人を給人代官に直した。

一方、山岡茂次右衛門・和田忠左衛門・柳井幸七の三人を、三郎左衛門の「手附吟味役」に任用するとともに、十一月十三日には、「人役方」「綿紙方」の役人に田島茂兵衛を起用した。同月二十五日、先に御年番御免になった古田帯刀を改易し、十二月十五日には、家老に認められていた猟場の接收、同日、郡奉行総役所詰の宿番制を施行した。

「岡藩小史」の記事によると、中沢氏が延享元年九月、岡に入った直後から翌二年春にかけて、何件かの罷免事件が見えている。

すなわち、十一月三日、大小姓供目附役の佐曾利畦右衛門重矩が「坐レ事」して「貶レ爵」され、同じ頃、従士喜多村喜右衛門が「有ニ姦意ニ」として十二月二十六日に処罰された。

これより前の十一月二十五日、先に久貞の就任とともに「御年番御免」になっていた家老職の古田帯刀大江和弘が「坐レ事」で「賜ニ致仕ニ」わり、植木村の別邸に蟄居を命ぜられたが、彼は翌二年五月出奔し、家名が除かれた。

翌二年二月二十六日には、中小姓賄役の青木久右衛門貞義が「坐レ事」して「収爵」されたが、これは「私

曲」によるものという。

この様な「坐レ事」と記される事件が、具体的にどの様な内容であるかについては、史料的には明らかにし得ない。

しかし、御年番役御免になった古田帯刀が更に「坐レ事」して蟄居を命ぜられ、蟄居先から出奔したという事件は、中沢氏の改革に反動的な行動をとったための処罰と考えられなくもなく、大小姓目附役佐曾利氏らの動行も、古田帯刀の動きと連動するものと考えて間違いあるまい。

これら一連の事件は、中沢氏の改革における人事機構の改変に伴う問題に起源をもつものと考えてよからう。中沢氏の起用に際し、久貞が一切の古式先例・格式の高下新旧を論ずることのない思い切った新施策を中沢氏に期待したことで表裏相通じており、永い因習的な藩政執行部の体質改善なくしては、改革の断行が不可能な状況にあり、中沢氏の起用問題そのものが、まずその先鞭の模範であった。

更には、藩主久貞自身が、藩としてははじめて、他家からの養子大名であり意のままになる自派人事の改革が先ず大きな課題として存在した筈であった。

尤も、これら一連の罷免事件を、改革にとまなう単なる人事機構の改織と考えるだけでいいのか、それとも、この改革の根本眼目には、新任の血縁外藩主による権力掌握のための人事排斥運動が伴っていたのか、今後の問題とさるべき点が少なくない。

四、

中沢氏の改革は、以上見て来たように人事機構の改革とともに、まず領内郷村に対する改革の指導徹底のための改革条目の発布によつて開始された。

この改革条目は、延享元年十月に発令された。¹⁹⁾

その内容は、二つの「覚」の計十六か条から成つてゐる。以下、全条を見よう。

覚（一）

①一、御家中より庄屋共へ頼物有^レ之、右頼物、百姓共へ申付差出候趣、その間へ多く候、以来、何様の儀

被^ニ相頼^一候とも、百姓共^ニ一切掛け申間敷候、もし掛け候はば、吟味の上、押領の筋可^ニ申付^一候、

②一、糠・藁等御用捨被^レ遊候上、百姓^江自然間違申付候者於^レ之は、承^テりの申通り、庄屋の越度可^ニ申付^一候、

③一、在中に人力・郷夫多と雖、三郎左衛門吟味の上、郡奉行よりその掛の御代官へ申遣候様^ニ可^レ致候間、外々より人夫など差出候は、吟味の上、品により越度に可^ニ申付^一候、

④一、大庄屋共方に帳蔵有^レ之、只今までは物入、郷中掛り、又は 上より被^レ下の旨、令^ニ承知^一候、以来は大庄屋の役所故、人々の手前々々にて繕修覆可^レ仕候、惣て、居宅たりと言共、其掛の役人参り候

節は、少々垣の破れ、其外損じ候所、繕い候^ニ 人力仕似候義格別、その外、庄屋宅に百姓集メ、御威光を以て家作等致候者於^レ有^レ之は、越度可^ニ申付^一候、

⑤ 一、御家中より借入金銀は、その時約束の通り返并可^レ仕候、又、借用致候儀者、勝手次第、田畑等相渡候儀、堅く無用可^レ仕候、

⑥ 一、小庄屋老村に漆三本宛被^ニ仰付^一候間、百姓地面の障に成不^レ申所に、植置可^レ申候、右の趣、大庄屋・小庄屋共に可^ニ相守^一候、

⑦ 一、兼て申達置候五人組御仕置帳、此度相渡候間、一村に式冊宛相渡候、一冊は御端々の御代官所まで可^ニ差出^一候、一冊は庄屋方に差置、一ヶ月に老度宛、百姓に為^ニ読聞^一可^レ申候、

⑧ 一、引高の者、御城蔵・七里蔵、勝手払に仕り、惣百姓迷惑仕候由相聞候、自今以後、引高の外は、諸事百姓同前に伴出可^レ仕候、

⑨ 一、道作・井手役、古来は惣高に掛来り候得共、近年猥りに相成候趣相聞候、自今惣高に掛け候様に可^レ仕候、

⑩ 一、惣百姓、庄屋へ加勢の儀、小庄屋村は、大庄屋へは加勢不^レ仕筈の処に、近年大庄屋へも致^ニ加勢^一、二重に相成、百姓致^ニ迷惑^一候旨相聞候、自今二重に相成不^レ申様可^レ致候、

⑪ 一、諸奉公人、在中^江罷出、理不尽の族有^レ之の節、其通りに仕置候由相聞候、自今左様有^レ之候はは、可^ニ申出^一候、以上、

子十月

中沢三郎左衛門

- ⑫一、百姓共、及二困窮一の趣、粗達二御聴一候へ共、近年其方共承候通り、甚御身上御差支故上々様方暮方も御難儀被レ遊、其の上、諸家中の面々、下々に至るまで扶助不レ被レ遊品も無レ之程之儀に候故、輕輩は御暇被レ下候程の被二思召一、家中は半減に被レ為レ成、甚不便に思召候由、然は、御勝手に米銀無レ之、近年、百姓心得違にて、御年貢及二難波一之族有レ之、甚御難儀被レ為レ遊、右ニ付、百姓陰願御力不レ及、御捨置被レ遊旨、依レ之百姓の難儀も凌可レ申哉の思召、家中の立場、百姓共より相納候糠藁等差免し候様にと、三郎左衛門に被二仰付一、右之品謹みて承り、御上の御難儀御捨置、百姓の助にも可二相成一哉の思召有之趣、三郎左衛門有難仕合に奉レ存御請仕り、夫より致三工夫一尚亦達二御聴一、掛仲間等減少相極、右糠・藁掛仲間の減少の人力、百姓助けと存候、此度差免遣候、此上随分仁夫人力不足三相成申候様ニ役所役所へ申触置候、此上、猥りに人申付候者の於レ有レ之は、たとへ三郎左衛門役所より可二申付一候共、早速以二書付一、三郎左衛門方へ注進可レ申候、其節致二吟味一可レ遣候、
- ⑬一、右の通候間、石盛免付の儀は、古来より差出し来り候物故、可二相納一筈に心得、随分百姓堅固に相励無二油断一可二精出一候、ケ様に前々より出物出来候儀を、於二御当代一御慈悲被二仰付一候上は、随分く精出、百姓相励み、御年貢米銀御定免之可二相納一候、
- ⑭一、御上、此節御儉約專ニ被レ遊候、百姓共も随分儉約を用ひ、祝儀、不祝儀名のみ計の取計に可レ仕候、男子は股引等致三所持一致候とも、肌着染の外仕間敷候、ボタン付等は堅く可二停止一候、有来候羽織可二所持一候共新規に羽織等拵、奢りケ間敷儀仕間敷候、惣て右の趣に準じ、男女共に相心得可レ

申、月代は高びんに不_レ致、ピンツケ等は軽く可_レ用、若き者共は結巻申共、多く不_レ巻、男女共に異風、髪を結い不_レ可_レ申候、休日等にも大勢集り候て、よしなき咄を不_レ可_レ致、同酒の会不_レ可_レ致、惣てまず庄屋の方へ立寄り、此度被_ニ仰出_一候御条目の趣承_レ之、咄にも答へ、五節句・氏神の祭礼日又は休日等_ニ折節、我等方より人も出し為_レ承_レ之、今度為_ニ申聞_一候趣、不_レ用所於_レ有_レ之は、大庄屋・小庄屋不_レ及_レ申、村役人共_ニ吟味之上、品により越度可_ニ申付_一、□他横目の義は役儀に候間、急度可_ニ申付_一候、惣て皿・鉢・椀・家具等美麗不_レ可_レ用、庄屋たり共、猫足膳又は、折敷之類用、之、塗はしゅんけい之外不_レ可_レ用、椀は、赤・黒共に汚塗の外、箸ははき竹其他不_レ可_レ用、料理は無_レ抛客有_レ之節は一汁一菜、漬物は勝手次第、可_ニ相心得_一、婚礼仏事、右に可_ニ相心得_一候、酒は買酒を用申まじく、手造りの濁り酒にて可_ニ相濟_一、此度我等儀御領内頭取蒙_レ仰候_ニ付、百姓共不便に存候間、御上に準じ、百姓儉約迄為_ニ申聞_一、身持の品まで、意見を加へ候間、堅く可_ニ相守_一候、

⑮一、百姓仲_ケ間借貸之儀、随分無_ニ間違_一取引可_レ仕候、御年貢等江 ムシ 之百姓、庄屋方より判形出 ム

シ 可_ニ相渡_一候、大庄屋は、小庄屋方_江右同断、大庄屋_江は御代官・郡奉行方より皆濟一紙可_レ遣候、我等其表_ニ押印致可_レ遣候、若し、家中より金銀借用之百姓於_レ有_レ之候ハは、可_ニ相濟_一候 ムシ 等ハ不_ニ相渡_一候、

⑯一、ムシ 被_ニ仰出_一候五人組御仕置帳、堅可_ニ相守_一候、若於_ニ相背候_一者、急度大庄屋之越度_ニ可_ニ申付_一

候、其村小庄屋は不_レ及_レ申、村役人は、右_ニ準可_ニ申付_一之旨、堅可_ニ相守_一候、

以上

中沢氏の延享改革にかかわる断片的記述はこれまで見て来た如く、「岡藩小史」「中沢氏家譜」などに散見している。

しかし、その内容について具体的にうかがい得る史料は、右にかかげた、二つの「覚」にほぼ限定されている。

しかし、この「覚」も、その奥書によると、天保十年（一八三九）十一月に筆写されたものであり、その折すでに、その典拠本には解読不明な部分が生じていたらしく「虫」、「――」の記述や符合意味不明な部分が見え、完全な史料とはいえない。

ここでは、この天保の筆写史料及び、これに拠ったと思われる北村氏翻刻本を中心にみることにする。二つの「覚」全十六か条にわたるこの「御改改条目」の内、「覚」の第一条には、当期の藩財政の実情がかなり鮮明に浮き彫りにされている。

それによると、「甚御身上御差支」の故、「上々様方御暮方も御難儀」を極め、家中の内には、「扶助不_レ被_レ遊輩」はない程で、特に「輕輩」に至っては「御暇被_レ下」ことを考えなければならず、現実には「家中は半減に被_レ為_レ成」ざるを得ない現状であった。

この状況は、先に引用した、久貞から古田氏に宛てた書簡の内容と全て符合するものであるが、この「覚」の中には、極めて重要な指摘がある。

それは、こうした藩経済の行き詰まりの最大の原因は「御・勝・手・に・米・銀・無・之」故であり、更にその原因は「近年百姓心得違にて、年貢及難・澁・之・族有之」ことに起因していると述べる点である。

従つてそこから、改革の諸施策を前提にして、「石盛免付の儀は古来より差出し来り候物故可相納一筈に心得、随分百姓堅固に相励」み「御年貢米銀御定免を可相納」という改革の理念が導き出されて来るのである。

五

以下、二つの「覚」の計十六か條について見て行く。

ところで、この「覚」の配列に関してであるが(一)と(二)とでは、改革の趣旨を周知すべ点から考えれば(一)となるべきであるが、天保の写本の体裁に従う。

まず「覚」(一)十一か條を通じて顕著に見られる問題は、百姓夫役の軽減とそれに対する厳しい監視姿勢とである。

それは、全十一か條中、七か條にも及んでいる。

百姓夫役つまり「人役」は、人役方から組・村に対して掛け込まれるもので、正年貢負担にも増して、大きな百姓負担であった。これは、初期の夫役そのものの直負担から、次第に「夫米」や「夫錢」に変化して行くが、この負担を一時的に軽減して、農村経済の立て直しを図つたものである。中沢氏の総改革方就任に際し、人事機構改革の中で「人役方」を設置した意図はここにあつた。

岡藩では、この「人役」は時代によって高一〇石について五人の場合と八人の場合とがあった。

「御覧帳細注」(三)所収の「人役之事」によると、この人役は、万治三年(一六六〇)の定めによって、高一〇石に対して一〇人となり、若しそれを超過した場合は、一人につき「鉉櫛二升」ずつの「日用」を与えることに定められた。その後、延宝九年(一六八一)に一〇石に付き五人、宝永五年には再び一〇人掛りに変更され、さらに享保十八年(一七三三)に五人、そして享保二十一年に八人掛りとなり、幕末期(文化期)に至った。

「豊岡秘聞」⁽²⁰⁾には、延宝八年以前のことは不詳とし、同九年二月から宝永四年までは五人役、同年二月から享保八年八月迄も五人役であったものが、享保八年八月以降八人役に変更されたと記し、異なった記述を載せている。同書によると、

右人夫高元^ニメ、諸御用人夫、人役方ヨリ組々^江掛込申候、尤、九月ヨリ翌八月中迄、沓ヶ年分、人役召仕高指引相極、右人夫高ヨリ仕ひ越相成候得ハ、過上米沓人^ニ付、式升ツツ組々へ被^レ下。尤、仕ひ高鮮、右高人夫勤不足候得ハ、夫米にして沓人^ニ付、式升ツツ上納申付候。

と見え、二升の過不足夫役の定めは、細注と符合している。

時代のやや下る文化十一年九月から翌十二年八月迄の「人役」の実例を見ておこう。

惣高 九一、四三二石八斗八升

一四、一一一石七斗一升三合 諸引高

七一五石二斗 配当引高

六、二二四石 御救高

残役高 七〇、三八〇石九斗六升七合

此人夫 五六、三〇四人八歩 高十石_二付八人

内

九、四五九人一步 夫米上納願

此米一八九石一斗八升二合 一人_二付二升宛

九、二三三人二歩 人役勤不足夫米上納分

此米一八四名六年六升四合 一人_二付二升宛

三七、六一二人五歩 正人夫勤_并漆納物

立用人夫立共_二

右の事例は、本論で扱う時代をやや下るものではあるが、人役一〇石に付、八人役の定にもとづくものであり、実質的には問題はない。

以上の事例で知られる如く、農村に対するこの人役負担は、決して小さいものではなかつた。延享の改革の眼目は、まずこの人役に対する一時的軽減にあつたのである。

まず、第一條は、家中からの庄屋に対しての「頼物」が、更に庄屋から百姓に転稼される事例の多い事を指摘し、これを「押領の筋」として、いかなる形であれ嚴禁する旨を命じたものである。

家中からの私的な、物資や夫役の課徴を禁止し、農民負担の軽減を図ったことに外ならない。

第二條も、近世期の諸藩において一般的にみられた馬飼用の「糠」や「藁」の、いわゆる「糠藁代」の賦課赦免に関する規定である。

時代は確定できないが、「人役立用物」⁽²⁰⁾によれば、同藩では、糠二石が一人役であり、在中からの「御用」によつて、その所に納める場合には、三石をもつて一人役とされていた。

また藁は、一抱五尺廻り四抱一駄として、一駄につき一人役とされ、在中当所納分では、二駄一人役、頭詰藁では、二束（一束五尺廻り）一人役、また勝藁（加工用）は、五尺廻り一束を一人役とし、四尺廻りで納める場合は三束で一人役、三尺廻りの場合は五本で一人役と定められていた。

この「糠藁代」も、代米・代銭で納入される場合があつたらしいが、その具体的な史料は所見しない。

第三條の規定は、この糠藁代を用捨する旨を定めたものであつた。

正税以外の課役負担には、「人力・郷夫多と雖」と述べられる如く、様々な形があつた。これを「間違申付」けることのない様、定めたか條が第三條である。

第四條・第十一條は、大庄屋並びに小庄屋に対する規定外の課役負担を禁止するか條である。

第四條では、従来、大庄屋帳藏などの修覆は、郷中割負担もしくは、公費によつて行なつていたものを、手前負担とし、この外、大庄屋が威光がましく百姓を使役することを禁じたものであり、第十一條は、庄屋への

惣百姓の加勢を、小庄屋に限り認め、近来、大庄屋にも加勢する事例が多く、百姓の二重負担となるので軽減を命じたものである。

この二か條は、第一か條と同じく庄屋役人の恣的な百姓使役を禁じたものである。

第九條は、道普請・井手普請に係わる夫役規定である。

これら諸普請に関する規定は、厳しく法令的に定められていたもの⁽²⁾が、不徹底になったために注意を喚起したものであった。

道作・井手役は、本来惣高割りであったものの、近年、「猥りに相成」った故、旧来の法式を遵守せよという。以上七か條が、人役・夫役に対する直接的な規定であったが、残る四か條も、百姓經濟を保護するための内容をもっている。

すなわち第五條は、百姓が家中からの借銀に際し、これを規定通り期日迄に返済すること、およびこの借銀に際し、田畑の売買を禁止し、百姓が耕地を手放すことを防止することを図るものである。

第六條は、小庄屋を通じて、一村ごとに漆三本宛を植え付けさせようとする積極的な政策指導である。勿論これは、殖産振興という大げさなものではなく、村割銀等の村負担等に備えようとしたものと考えられる。

第七條は、五人組の機能を、五人組帳の整備を通じて整えようとしたものである。

続く第八條は、諸引高の拂米に関するか條であり、組や村と直接的に係りをもつ引高の納所算用には、百姓に迷惑が及ばぬようにせよと命ずる。

以上は、「覚」(一)の十一か條にわたる内容について、極めて概略的に見て来たところである。

先述の如く、全か條中に、人役に関する内容が多く占めていることは、この延享の改革の第一眼目が、先ず役負担の軽減策を通じて、農村及び農民經濟の立て直しを策したものであることを証している。

年貢を負担するいわゆる「本百姓」の夫役課徴は、その課徴の枠を越すと農業生産活動に多大の支障を來たす。これを防止する施策が「人役留め」⁽²⁾であつた。これは、具体的には、

田畑取揚、根付時分、鬧敷時節^ニ付、人役諸掛物、至極急御用之外、差留^ニ成、日限、左之通、尤、日限之間、御家中相對費用召仕候儀、不^ニ相成^ニ段、年々触出^ニ成。

と述べられる様に、人役課徴は、重要な農作業に多大な影響を及ぼさないことが配慮され、その折には、「相對費用召仕」つまり、傭い主と従事者との間での個人的な労使關係の取り極めも否定されるのが原則であつた。

「人役留之事」によると、夏作取揚・植付時分は六〇日、秋作取揚・麦植付時分も六〇日の間は、人役課徴は許可されなかつた。

人役課徴の年度が、九月から翌年の八月の間とされた原因も、その辺にあるのであろうか。

この課徴不可期間が「人役御用捨」であり、右の史料によると、「右御用捨之儀、何年より始り候儀不^レ知、宝曆八年以来之書面^ニハ見へる。其以前之儀ハ不^ニ相分^ニ」と述べられており、宝曆八年以降の史料に見え始めるという。

宝曆八年という年は、中沢氏による延享改革が、一〇年一期の予定で終了した直後の年代であり、「人役留」

の制度は、延享改革で新らしく打ち出された新施策であった可能性が少なくない。

この問題については、今後の課題とさるべき事項であろうか。

以上見て来た如く、延享の改革に際し、中沢氏の発した「覚」(一)は、人役の部分的中止や、課役体系の厳しい監視指導を中心とする農民経済の立て直し策に置かれた内容に関するものであった。

これに対して「覚」(二)は、農民自らの儉約を中心とする農民指導を内容とする。

全五か條から成る「覚」(二)は、まず、その第一條で、藩経済の現況を説明し、これまで見て来た如き、人役の部分的中止やこれに関する趣旨を説き、これらが「御上の難儀御捨置」の処置であり、「百姓の助にも可_二相成_一」の思召によるものであることを前提のもとに、第二條以下が導き出されている。

「覚」(二)の内容は、「覚」(一)に対して、極めて論理的・説得的であり、延享改革の趣旨を見事に表出しているものといえよう。

その第一條は、「覚」(一)の内容を一括的に趣旨説明する形をとり、第二條の、

一、右の通_レに候間、石盛免付之儀、古来より差出来候物故、可_二相納_一一答_二心得_一、随分百姓堅固_二相励_一、無_二油断_一可_二精出_一候、ケ様_二前々より出物出来候儀を、於_二御当代_一御慈悲被_二仰付_一候上ハ、随分_レ精出、百姓相励、御年貢米銀御定免を可_二相納_一候。

という結論に至るのである。

この「覚」(二)の第二條こそ、延享改革の中核となるべきものであったが、この外「覚」(一)で述べて来た救済的施策をふまえて、「覚」(二)の第三條では徹底した儉約生活を要請し、第四條では、百姓仲間同志における貸借の正常化を要請、第五條では、先の「覚」にも見えた「五人組」の機能化を要請するか條となっている。

六

中沢氏の延享改革は、以上述べて来た如く人事・機構の改革、人役を中心とする農民負担の軽減・正常化を通じての農村経済の立て直し、儉約政策という極めて立体的な施策のもとに展開されたが、これらに加えて今一つ流通施策があげられる。

それは、畑作物としての大豆を、流通機構に乗せたという問題であろう。「御覽帳細注」(一)によると、

一、大豆納方、先年は大坂より鮮く、只今の七里蔵納なり。

大豆同様の拵方に有^レ之候処、延享元年より中沢三郎左衛門奉行職より、大坂拂ひに相成、撰び立^並縄拵方格別の違ひとなり、その後、次第に嚴重に相成、大坂にて岡大豆と唱え名産なり。この名を歌われしは、中沢氏の功なり。大坂にては、米壺石と大豆壺石と同価となる。

との記述が見える。

岡藩の大坂における蔵屋敷は、中川久清の時代の明暦三年に大坂常安町に開設され、万治三年に過書町センダ木町に移され、享保二年の火災によってこれが焼失した。

延享四年六月、この蔵屋敷は、大坂中ノ島築島に移転され、幕末まで営業された。

『中沢氏世譜』延享四年十一月八日の項に「三郎左衛門儀、今度御在所御取箇之儀、並大坂万端宜相片付申旨達ニ御聴一（下略）」と見え、中沢氏が、単に領内鄉村対策ばかりでなく、藩経済の根本的立て直しのため、大坂での流通対策にまで施策を展開した様子を知ることができる。

これらの問題についても、史料的な制約から、不明な点が多い。今後の史料探索に期待したいところである。延享元年から着手された中沢氏による財政改革は、十年の才月を費して宝暦三年三月をもって一応終止符が打たれた。

彼の改革が藩の財政をどの程度まで立て直し得たかについては、これを証する具体的史料に欠ける。

三郎左衛門が、改革に着手して四年目の延享四年十一月、幕府は東海道河渠浚利事業を計画し、岡藩は、松平勝五郎の相手役として甲州富士川普請を命ぜられた。⁽²³⁾

翌五年一月、この中川氏分担分域の普請奉行として藩からは中川宮内が、また中沢氏は副奉行となり、五〇〇人の人夫を率いて出役した。この事業に要した人足は延二三一、八五六人、金子九七〇両余であったという。

この様な臨時の公役負担の大責を完遂したのも、中沢氏の勝手方としての手腕と考えなければなるまい。

寛延四年九月九日、同藩は、同年暮から、家中士の禄米を「定禄定給」に直している。⁽²⁴⁾尤も、この折には、中小小姓格までの身分に対しては、当分の間、在所では二割、江戸詰めの場合には一割の「借上」を続けた。

この借上の理由は、「御招請御手当御物入過分_ニ付き」であったが、これは同月十八日、数年前の久貞家督相続祝儀として、老中酒井忠寄以下・若年寄・大御目附、山田・日光奉行など、幕府要人を招請披露した際に要した経費を賄う目的であった。

この一部借上制の残存とともに、この年の暮から、「催合銀」の制度が導入された。

「工藤氏歴代家譜録」の「御家中_并御目見以下、諸奉公人、且又、在中庄屋・役人・寺社堂等迄、歩一御取被成」という記事と符合するものらしいが、この実体については明らかではない。

延享の改革は、この様に初期における人事機構の改革にはじまり、様々な財政施策を中心にして宝暦三年まで継続された。

いわゆる「藩政改革」の中期段階に位置づけられる岡藩のこの延享改革の成果については、その評価は必ずしも容易ではない。

改革期の最中に行なわれた富士川浚利工事の完遂の実績や、末期の寛延四年九月からは、一家中士の俸禄借上を続けながらも、定禄定給に復し得たことは、この中沢氏による延享の財政改革が、部分的には一応の成果をあげたことを物語るものといえよう。

この改革の成果の成否の評価については、改革断行の不可避性、それを可能にした諸条件、改革内容などとともに、いま一つ重要な問題として、その成果の継続への対策の問題があげられる。

十年一期を限ったこの延享改革は、宝暦三年三月、中沢三郎左衛門の退任にもなつて終幕した。

延享改革の断行の不可避性は、幕藩体制下の一般的情勢として必然性をもっていたが、この改革の断行に大

きなはずみをつけたのは非世襲の他門出身の久貞の就任という背後関係に大きな可能性を認めることができよう。

久貞の立場は、門閥的な近臣の排斥と、中沢氏の起用という条件を可能にしたことは事実であった。

この中沢氏による財政改革を主体とする十年の期限を終えた直後の宝暦四年八月、当藩では、「郷中定書」を発布し、改革内容の継続を図った。

しかし、中沢氏が退任した宝暦三年秋には永雨による農作不作に見舞われ、翌五年も同様の天候不順によって、藩経済は再び慢性的な困窮化状態に陥った。

こうした恒常化した経済を再び立て直すために、登用されたのが井上主水左衛門並古であり、これが「天明改革」とも呼ばれるものであった。

並古の起用は「一代家老」と呼ばれる様に、中沢氏と同様、全く新しい人事であった。

この天明改革については、別の機会に述べなければならぬが、十八世紀中葉期以後末期までの半世紀間に藩主一代の間に、中沢、井上両氏の起用による二度の改革を見た点は注目されるべき問題であろう。

この両者の改革について、後代の識者は、次の如く述べている。²⁵

先年中沢氏、御勝手向被_レ取計_二候後、井上大夫も出て、万事世話有_レ之、依_レ之、御シメ置きもまずまずつき、百姓の心も服し候得共、中々百姓富み候様には相成不_レ申、兎角、貧き者多く御座候。(下略)

右の指適は、中沢氏の改革とその成果に対するほぼ的を射た評価と考えてよからう。

つまり、中沢氏の担当とした延享改革の眼目となつたのは、あくまで藩体制の維持であり、そのためには、郷村支配の主要な施策は「石盛免付の儀は、古来より差出来り候物故、可_レ相納_一筈に心得」「随分随分精出、百姓相励み、御年貢米銀御定免を可_レ相納_一きことを前提とした農村指導であつた。そのために、不当な「人役」の検討を中心とした貢租体系の改善や機構改革であり、このことは、「御シメ置きもまますつき」といわれる、やや「人気取り」的な施策が中心であつた。

従つて、抜本的な経済基盤の改革にまで及ぶ改革ではなく、「中々百姓富み候様には、相成不_レ申」という結果で終るのである。

一方、この延享改革に、大豆を中心とする流通施策が、一つの柱としてとり上げられたことは、同藩における経済施策が、いやが上にも、貨幣流通機構の流れに乗らざるを得ない問題をひきおこし、これはやがて井上氏による天明の改革において、藩札発行という新しい経済体勢への移行を不可避な問題とするものであつた。

中川久貞の藩主在任は、寛保三年（一七四三）から寛政二年（一七九〇）の間で、十八世紀後半期のほぼ全期間に及ぶ。

この時期の領内経済と藩政策との相関関係については、後代の史料は、次の如く伝えている。

（上略）全体、当御領内は山国故、寒暖不常_ニして、秋_ニ至_リ霜傷等之災難多、依_レ之田畑秋毛上検見願勝手次等なり、宝曆之初頃、暫検見願停止_ニ相成候得共、地下難渋致_ニ付、同曆中頃より又々検見始、明和、安永

の頃^ニ至^ニ而拾^ニ八九ハ檢見願之村^ニ成、上へも莫大之御損毛^ニ成、下方も隙暮諸事多ク有^レ之^ニ付、久貞様御代、井上主水左衛門様御奉行職之節、安永七戌年御掟書ヲ以、諸事御改法被^ニ仰出^一、此節、檢見之儀は公私之費多^ニ付、檢見願止メ、五ケ年之間、受免願^ニ被^ニ仰付^一、不毛上^ニ而難澁之村々ハ、一通見分^ニ而現米被^レ下、兼々困窮之村は御救等被^ニ成下^一、格別地下難澁不^レ致様被^ニ仰付^一候^ニ付、追々受免願遣^ニ相成、檢見願自然^ト止申候、右御改法以前ハ、上御勝手向極々御難澁^ニ付、年々地下より御借上銀被^ニ仰付^一、有徳成者共ハ名指^ヲ以、毎度御借上銀被^ニ仰付^一候得共、御返下之御手段も無^レ(下略)。

以上、史料の語る内容によっても、宝曆・明和・安永期をはさむ十八世紀後葉中期という時期が、藩にとって如何に苦悩の時期であり、改革によってこれを打開しようとの試行がなされた背景を知ることができるのである。

外様藩に、譜代出身の中川久貞が半世紀近く在任し、その間に、延享・天明の二度に亘る改革が断行された訳であるが、この二つの改革は、当然、時代的推移にともなう相異点をもっている。

従って、この両者の綿密な比較検討によらなければ、当藩における中期改革の実態を認識したことにはなるまい。

しかし、ここでは紙数的制約もあり、中沢氏による延享改革についてのみ、大略触れてみた。

これまで、ほとんど知られなかつた岡藩における中期改革のおぼろげな姿を垣間見ることはできよう。

- (1) 後藤重巳『豊後里見氏の歩み』・大分合同新聞社「大分の歴史」。
- (2) 前田多三郎編『両郡古談』、本書は延享期の編纂になるものと思われる。
- (3) (2)に同じ。
- (4) (2)に同じ。
- (5) 竹田市立図書館所蔵「御覧帳細注」(七)所收「高増減之事」
- (6) 『徳川実紀』国史大系本、第三十七卷
- (7) (2)に同じ。
- (8) (2)に同じ。
- (9) (2)に同じ。
- (10) (2)に同じ。
- (11) 北村清士「中川史料集」
- (12) 『寛政重修諸家譜』所收系図ほか。
- (13) 後藤重巳『豊後里見氏の歩み』以外に彼に関して述べられた著作は全くなかった。

- (14) 竹田市立図書館所蔵、稿本。
- (15) 故里見雄二氏所蔵。後藤重巳『豊後里見氏の歩み』所收付録。
- (16) (2)に同じ。
- (17) 故北村清士氏提供史料。
- (18) 故小野相兼氏所蔵。ここではその写本による。
- (19) 竹田市立図書館所蔵。天保十年写。『竹田史談会報』第十五号所收史料は、これによるものと思われる。
- (20) 竹田市立図書館ほか、この種の写本が多い。ここでは、故小野相兼氏蔵本写本を用いる。
- (21) 「御覧帳細注」所收
- (22) 明暦法度にもこの規定が見える。
- (23) 北村清士「中川史料集」
- (24) (23)に同じ。
- (25) 『田能村竹田全集』所收「建言書」